

各国の秘密特許制度と日本における 制度の検討（その1）

小 山 隆 史*

抄 録 多くの国で、国防・安全保障上機微な発明又は特許を秘密扱いとする秘密特許制度が導入されている。発明に特許を与えることなく秘密のまま保持する特許不付与型と、発明に特許を与えるが秘密に付す特許付与型に大別されるが、それ以外にも、軍事防衛関連発明等を（強制的に又は任意で）国に譲渡することを定める例などのバリエーションがある。発明が秘密特許制度の対象となる場合、出願人や権利者には補償請求権が認められる例が多い。また、秘密特許制度を実効化する観点から、外国出願許可制度（又は第一国出願制度）を導入する国も少なくなく、国際出願に対象となる発明が含まれている場合には、かかる出願は国際事務局には送付されない。主要国では、米国や英国、フランスは特許不付与型の制度を、ドイツや中国は特許付与型の制度を有する。本稿その1では秘密特許制度を有する諸外国の制度を概観して分析し、その2（次号掲載）では日本の旧法下での秘密特許制度と日米協定に基づく協定出願制度を概観した上で、日本における制度の導入について検討する。

目 次

1. はじめに
2. 国際法上の義務との関係
3. 主要国の秘密特許制度
 3. 1 米 国
 3. 2 ドイツ
 3. 3 フランス
 3. 4 英 国
 3. 5 中 国
4. 各国の制度
 4. 1 概 要
 4. 2 秘密とすべき発明の範囲
 4. 3 手 続
 4. 4 補償制度
 4. 5 外国出願許可制度（第一国出願制度）
 4. 6 違反の効果及び罰則（以上、本号）
5. 日本の旧法下での秘密特許制度と日米協定に基づく協定出願
 5. 1 明治18年専売特許条例
 5. 2 明治21年特許条例
 5. 3 明治32年特許法
 5. 4 明治42年特許法
 5. 5 大正10年特許法
 5. 6 秘密特許制度の廃止と秘密特許の公表
 5. 7 日米防衛特許協定及び議定書
 5. 8 協定出願等の運用
6. 日本における制度の導入について
 6. 1 制度導入の考え方
 6. 2 制度の方向性
 6. 3 制度導入に伴う問題点
7. おわりに－企業に求められる対応－
（別表）各国の秘密特許制度一覧
（以上、次号）

1. はじめに

近年、安全保障上機微な技術の流出を防止する観点から、輸出規制や対内投資規制の強化が行われ、また大学や研究機関における情報管理の在り方について議論が行われている¹⁾。

特許制度との関係では、軍事又は安全保障上機微な発明について秘密扱いする秘密特許制度

* 弁護士法人大江橋法律事務所、弁護士（日本・NY州）・弁理士 Takashi KOYAMA

が多く、多くの国で導入されている。しかし日本では、戦前の旧特許法には秘密特許制度があったが、戦後に廃止され、現行法は原則として全ての特許出願を出願後18か月の経過により公開する(特許法64条)。このため、安全保障上機微な技術に関する特許出願の内容が公開され、技術流出を止めることができないと指摘されている²⁾。2019年10月に出された産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告は、研究開発成果の公開の在り方について今後検討が必要と指摘しており³⁾、現在政府内で特許の非公開化の制度を導入することなどを検討している⁴⁾。戦後の日本では、秘密特許制度や第一国出願制度を持たない現行特許法の下で企業が特許戦略を構築してきたため、導入される制度の内容次第では発明・特許管理の点で企業に与える影響は少なくない。

ところで、軍事又は安全保障上機微な発明の特許制度における取扱いは、①発明に特許を与えることなく秘密のまま保持するにとどめる(秘密解除後に特許を付与する例もある。)、②発明を国が収用する、③発明に特許を与えるが秘密に付す、④発明に制限を付して特許を与える、⑤付与済みの特許を取り消し又は収用する、などがある⁵⁾。これに加えて、戦時その他の緊急事態等における国の強制実施(ライセンス)・政府使用や収用のほか、国防や核兵器・原子力関連等の一定の分野についてはそもそも特許を付与しないこともある。また、対象となる発明も、武器や弾薬、軍需品に関連する発明を対象とする場合から、軍事利用が可能な民生技術(デュアルユース技術)も広く対象とする場合がある。さらに、秘密特許制度を実効化するための外国出願許可制度(自国の知財官庁に先に出願することを義務付ける第一国出願制度を含む。)がある。各国は、これらを組み合わせることにより、特許制度における安全保障関連措置を設けている。

以上の措置のうち、特許を国が直接収用する場合を除き、発明及び特許の公開を制限する制度としては、主に①及び③が該当し得る。本稿では、主にこの特許不付与型と特許付与型を中心にみていく。また、関連する制度として外国出願許可制度(第一国出願制度)も合わせてみていく。

以下では、まず秘密特許制度と特許保護に関する国際法上の義務との関係を確認し(2)、主要国の制度の例として、米国、ドイツ、フランス、英国及び中国の制度を紹介し(3)、日本の制度設計に参考となるような各国の制度の特徴を整理・分析する(4)(以上、本号)。次に、日本の旧法時代の秘密特許制度及び戦後の日米防衛特許協定に基づく協定出願制度をみていく(5)。以上を踏まえて、日本において秘密特許制度(特許の非公開制度)を導入する場合の視点や考えられる内容、問題点について検討し(6)、企業に求められる対応について述べる(7)(以上、次号)。

2. 国際法上の義務との関係

関連する国際協定は、加盟国が自国の安全保障に適切と考える措置をとることを許容していると解される。

特許の保護等を定めるTRIPS協定は安全保障例外(73条)を定めており、①発表すれば自国の安全保障上の重大な利益(essential security interest)に反するとその加盟国が認める情報の提供は要求されず(a号)、②加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める、(i)核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置、(ii)武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置、又は、(iii)戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置をとることを妨げられない(b号)。さらに、加盟国が国際の平和及び

安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げられない(c号)⁶⁾。

この安全保障例外により、WTO加盟国は、自国の安全保障上の重大な利益に反すると認める特許出願の公開を停止して秘密扱いとし、また、通常の発明と異なる取扱いを行うことができると解されている。自国の安全保障上の重大な利益に反すると締約国が認める情報が何であるかは明確ではないが、締約国には広範な裁量が認められていると解されている⁷⁾。また同協定31条は、国家緊急事態等の場合又は公的な非商業的使用の場合において、特許の強制実施や政府による使用を許容している。

微生物特許について微生物を寄託する国際寄託当局について定めるブダペスト条約は、国の安全を確保するなどの場合に、微生物の輸出又は輸入について制限を設けることを認める(5条)。また、特許法条約4条も、締約国が安全保障上の重大な利益を保護するために必要と認める措置をとる自由を制限するものではないと定めている。

特許協力条約(PCT)は、PCT出願について優先日から18か月を経過した後、速やかにWIPO国際事務局が国際公開することを定めているが(21条(2))、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由が制限されないことを明記している(27条(8))。PCT規則19.4(b)及び22.1(a)は、国際出願が国の安全に関する規定によって妨げられる場合には、受理官庁は国際事務局に国際出願及び記録原本を送付しないことを認めている⁸⁾。

このほか、FTA/EPAにおいて18か月後出願公開制度の導入義務が定められることがある(日マレーシアEPA119条5項等)。出願公開の例外については、「自国の法令に従う」旨の留保がある場合にはその範囲で締約国に裁量があると解される。また、当該EPAにTRIPS協定73条の安全保障例外が組み込まれている場合⁹⁾

や、WTO協定とEPAが抵触する場合にWTO協定が優先する旨を定めている場合¹⁰⁾には、TRIPS協定73条を根拠として出願公開の例外が許容されると解される。RCEP協定11.44条は、特許出願の18か月後公開を義務として定める一方、その開示が自国の安全保障に反すると認める情報の公開を要求されないことを明示的に定めている。

3. 主要国の秘密特許制度

3.1 米 国

(1) 秘密特許制度¹¹⁾

連邦政府が財産上の権利を有する発明¹²⁾は、出願公開又は特許付与による公表又は開示が国家の安全保障に有害であると関係政府機関の長が判断した場合、特許局長はその通知¹³⁾に基づいて秘密保持命令¹⁴⁾を出し、出願の公開又は特許の付与を留保する¹⁵⁾。

また、民間のデュアルユース技術に関する発明など、連邦政府が財産上の権利を有さない発明は、出願公開又は特許付与による公表又は開示が国家の安全保障に有害であると特許局長が判断した場合、特許局長は、エネルギー省、国防長官及び大統領が合衆国の防衛機関として指定する政府機関に照会する。その結果、国家の安全保障に有害であると判断された場合、その旨の通知を受けた特許局長は秘密保持命令を出す¹⁶⁾。

実務上は、Armed Services Patent Advisory Board (ASPAB) やエネルギー省、NASAがガイドラインを特許商標庁に提供している。ASPABが作成した「Patent Security Category Review List」(1971)は、陸海軍、原子力委員会(当時)、NASA、国家安全保障局によって特定されたものが含まれており、大分類として22の項目が指定され、それぞれの項目について細分化されている。大分類の主な項目には、爆発物・可燃物、ミサイル・軍需品・爆破装置、

爆破作動装置等、武器等、爆破装置の検知方法・装置、マッピング・測地学等、航法装置、秘匿・通信・妨害等、推進装置・推進剤・燃料、電源、コンピュータ、気象学、車両、軍事写真、材料、放射線医学、アンプ・レコーダー・センサー・真空管、その他がある¹⁷⁾。

出願人は、秘密保持命令に対して不服申立てを行うことができる。命令の期間は1年以下とされ、命令を発令させた関係政府機関の長から継続が必要である旨の通知がなされた場合には1年間更新する¹⁸⁾。

秘密保持命令の対象となった発明は、命令の期間中も、安全保障情報取扱資格を有する審査官によって秘密裏に審査が継続して行われ¹⁹⁾、特許要件を満たすと判断されると出願人にその旨の通知（Notice for Allowability：許可可能通知）がなされる²⁰⁾。この発明が後述の補償請求の対象となる。

秘密保持命令が解除され、その後に特許が付与される場合、命令により審査が遅延した期間について1日単位で計算して存続期間が延長さ

れる²¹⁾。

出願人又はその関係者らが秘密保持命令に違反した場合には、命令違反が生じた時点で当該特許出願を放棄したとみなされる。また、秘密保持命令が出されていることを知りながら、許可を得ないで、故意に（willfully）対象発明又はそれに関連する主要情報を公表・開示した者は、1万ドル以下の罰金若しくは2年以下の懲役又はそれらの併科に処せられる²²⁾。

出願人等に与えられる補償請求権²³⁾は、秘密保持命令によって生じた損害及び政府による実施²⁴⁾を対象とし²⁵⁾、請求の相手方は当該命令を出させた政府機関である。請求を受けた政府機関は、出願人等と合意（settlement）するか、できない場合には出願人等に対して損害及び／又は政府の実施に対する正当な補償額と判断する額の75%を限度とする裁定額を支払う。出願人等は、裁定額について、連邦政府を相手方として連邦請求裁判所又は連邦地方裁判所に訴訟を提起することができる。

これとは別に、秘密保持命令の対象となった

表1 米国の秘密保持命令の発令状況（2010年～2020年） 2020年末時点

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
新規発令数	86	143	98	139	97	95	121	132	85	88	45
（うち個人発明家）	(26)	(11)	(11)	(21)	(11)	(15)	(49)	(39)	(43)	(48)	(21)
命令取消数	32	37	18	21	22	36	20	28	77	2	8
有効命令数	5,135	5,241	5,327	5,445	5,520	5,579	5,680	5,784	5,792	5,878	5,915
新規発令をさせた関連機関名（Sponsoring Agencies for new Secrecy Orders）											
外国由来	18	33	14	12	5	10	4	17	0	0	0
陸軍	12	19	33	2	13	5	32	19	14	21	2
海軍	35	41	29	68	43	30	41	49	40	55	33
空軍	13	10	13	11	6	45	29	33	31	10	4
エネルギー省	1	15	0	29	15	0	3	7	0	1	6
国家安全保障局	6	25	9	11	6	4	1	2	0	0	0
国防技術安全保障局	1	—	0	1	6	0	8	2	0	1	0
NASA, 国防高等研究計画局	0	0	0	5	3	1	3	3	0	0	0

出典：米国科学者連盟（FAS）作成の表をもとに筆者が作成

出願について特許を付与された者は、上記の補償請求を行っていない場合には、特許付与後に、秘密保持命令を理由として生じた損害及び／又は政府の実施に対して正当な補償を求めるため連邦請求裁判所に訴訟を提起することができる。

秘密保持命令は、2019年には88件、2020年には45件発令され、2020年末時点で5,915件が発令中である²⁶⁾。

(2) 外国出願許可制度

「米国内でなされた発明」については、特許局長から外国出願許可 (Foreign Filing License) を得るか、米国特許商標庁に出願して6か月を経過すると外国出願許可となる²⁷⁾。ただし、秘密保持命令が出された発明については、当該命令を出させた政府機関の長の同意がない限り許可は与えられない。

許可を得ずに外国出願した場合、その発明について米国特許を受けることができなくなり、既に取得していた特許は無効とされる²⁸⁾。この場合、侵害訴訟において外国出願許可を得ていないことを理由とする無効の抗弁が出される可能性もある。この違反に対する罰則は秘密保持命令違反の場合と同じである。ただし、許可を得なかったことが錯誤 (error) に基づくもので、かつ、秘密保持命令の範囲内のものでないときは、許可が遡及的に与えられることがある²⁹⁾。

実務上は、米国特許商標庁に出願すると外国出願許可を申請しているとみなされ、秘密保持命令に関する特別な事情のない限り、外国出願許可済みの文言と外国特許出願可能日が明示される³⁰⁾。出願人による許可申請も可能であり、早期許可申請を行うと、安全保障上の問題がない限り、通常3営業日以内に許可が与えられる³¹⁾。秘密保持命令 (タイプ1) が出された発明は、特許出願の秘密扱いに関する相互的な協定を締結しているいくつかのNATO加盟国や同様の協定が締結されている国 (日本、オーストラリ

ア、韓国) に対しては自動的に許可される³²⁾。

3. 2 ドイツ

(1) 秘密特許制度

「国家機密」 (Staatsgeheimnis)³³⁾ である発明は、特許商標庁³⁴⁾ の審査課³⁵⁾ が、最上級の所轄連邦当局 (国防省等)³⁶⁾ の意見を聴取した上で、公表禁止を命じる。最上級の所轄連邦当局は公表禁止命令を出すよう要求することができる。この命令は1年毎に発令理由を審査される³⁷⁾。出願人は、特許商標庁への出願後4か月以内に公表禁止命令が送達されない場合には、対象となる発明は国家機密として機密保持を必要としないと想定することができる。特許商標庁が上記4か月以内に審査を終了しない場合には、出願人に通知の上、審査期間を最長2か月延長することができる³⁸⁾。

国家機密には、少なくとも、防衛及び兵器技術 (例：装甲、爆発物、弾薬、方向探知機、測定装置)、核技術 (例：ガス超遠心分離機、核融合炉、プラズマ核技術)、価値・証券書類 (例：有価証券、紙幣、IDカード)、暗号化技術 (例：暗号化／複合化システム、通信技術) が含まれる³⁹⁾。

特許商標庁が発明を秘密に審査した上で特許を付与する場合には、通常の登録簿とは異なる特別登録簿に特許を登録する⁴⁰⁾。特別登録簿の閲覧は、特許商標庁が最上級の所轄連邦当局の意見を聞いた後にのみ認めことができ、閲覧請求者の保護に値する特別な利害関係が閲覧許可を正当化すると思われ、かつ、国家の対外安全保障にとって重大な不利益の危険が予期されない場合において、その範囲に限られる⁴¹⁾。

出願人、特許権者又はこれらの承継人が、特許を受けることができる発明を公表禁止命令の結果として実施を差し控え又は停止した場合、それによって生じた損害に対する補償を、当該発明に特許が付与されることを条件として最上級の所轄連邦当局に対して請求することがで

き、通常の民事裁判所で提起することができる⁴²⁾。

(2) 外国出願許可制度

出願人は、国家機密を含む特許出願については、最上級の所轄連邦当局の書面による同意を得ている場合にのみ外国に出願することができる。違反した者は5年以下の拘禁刑又は罰金に処せられる⁴³⁾。

欧州特許出願については、国家機密を含み得る旨を示す書類を添付してドイツ特許商標庁に出願する。発明に国家機密が含まれない場合には欧州特許庁に送付されるが、国家機密が含まれる場合には送付も公表もされず、最初からドイツ特許商標庁に出願された国内出願と扱われる⁴⁴⁾。

PCT出願については、ドイツ特許商標庁を受理官庁として出願された全てのPCT出願について国家機密の有無を審査し、国家機密が含まれる場合には当該出願は送付も公表もされず、最初からドイツ特許商標庁に出願された国内出願と扱われる⁴⁵⁾。

3. 3 フランス

(1) 秘密特許制度

フランス産業財産権庁 (INPI) に出願された特許出願は、方式要件を確認する一次審査の前に、全ての出願が国防省 (装備総局, Direction générale de l'Armement : DGA) による安全保障審査を受ける⁴⁶⁾。DGAによる審査は、INPIに派遣された職員により特別な部屋で行われ、審査官との情報は完全に遮断される⁴⁷⁾。また、一定の軍需品、武器及び弾薬⁴⁸⁾、輸出規制品、EU輸出管理規則の対象となる軍需品及びデュアルユースの民生品を製造している会社は、これらの物品等に関連する発明について、出願後8日以内にDGAに通知しなければならない⁴⁹⁾。

発明の開示又は実施についての許可が付与されるまでは、開示及び実施、公衆の利用、出願謄本の交付、先行技術の調査報告、18か月後公

開の手續の開始等は禁止される。当該許可は、国防大臣の見解を聴取した上で産業財産権担当大臣が付与するが、出願後5か月が経過したときには自動的に付与される⁵⁰⁾。上記禁止期間は、(出願後5か月の期間満了15日前までの)国防大臣の要求により1年間延長することができ、更新も可能である。禁止期間が延長された場合、出願人は被った損害の補償を請求することができ、合意できない場合には裁判所において非公開で決定される⁵¹⁾。上記禁止に故意に違反した者は4,500ユーロの罰金を科され、違反が国防を害するものであった場合は5年の拘禁刑が併科され得る⁵²⁾。

(2) 外国出願の制限

フランスに居住又は営業所を有する出願人は、国際出願をする場合、INPIに最初の出願をして優先権を主張するか、最初の出願としての欧州特許出願やPCT出願を、INPIを受理官庁として行わなければならない⁵³⁾。INPIでの取扱いは国内出願の場合と同様である⁵⁴⁾。国防大臣の期間延長要求等がなければ、欧州特許出願は出願後4か月、PCT出願は出願後5か月の期間満了時に許可が自動的に与えられたとみなされる。また、出願人の求めがある場合、国防大臣は禁止命令において、外国出願を一定の要件で特別に許可することができる⁵⁵⁾。

これらの規制に故意に違反した場合には6,000ユーロの罰金を科されるとともに、違反が国防を害するものであった場合は、欧州特許出願については1年～5年までの拘禁刑、PCT出願については5年の拘禁刑を併科され得る⁵⁶⁾。

3. 4 英 国

(1) 秘密特許制度⁵⁷⁾

①発明がその公表により国家の安全保障に害を及ぼすおそれがある情報として国務大臣から通知される部類の情報を含むと知的財産庁長官

(以下、「長官」という。)が思料する場合、長官は当該情報の公開・伝達を禁止・制限することができる。また、②発明がその公表により公共の安寧に害を及ぼすおそれのある情報を含むと長官が思料する場合、長官は当該情報の公開・伝達を、出願後18か月及びその後3か月まで禁止・制限することができる(通知を受けた国務大臣が上記のおそれがあると認定するときは、長官は上記指示を維持する。)

通知を受けた国務大臣が検討し、当該出願等の公表等が国家の安全保障又は公共の安寧に害を及ぼすおそれがあると認定するときは、出願後9か月以内及び以後1年毎に少なくとも1回再検討する。国務大臣が上記のおそれがないと判断したときは、その通知を受けた長官が指示を取り消し、関連する各期間を延長することができる。

禁止指示期間中は、特許付与の状態になるまで審査を進めることはできるが、特許は付与されない。出願が欧州特許出願である場合には欧州特許庁には送付されず、国際出願である場合には、その写しは国際事務局又はPCT出願により指定された国際調査機関には送付されない。

出願人が当該指示のために損失を被ったと国務大臣が思料するときは、合理的な金額を補償金として出願人に支払う。また、この指示が取り消される前に出願後18か月の期間が満了し、かつ、当該出願が特許付与の状態にある場合において、政府によって当該発明が実施されたときは、国の業務のためにする特許発明の実施と扱われ、出願人は、当該発明について特許が付与されたものとして損失補償等を受けることができる。

英国政府は、国防大臣が国家の安全保障に害を及ぼすおそれがある情報として長官に通知した技術分野を公表している。内容は非常に広範にわたるが、原子力(核兵器・爆弾、ウラン関連等)、航空対潜戦、軍用飛行機・ヘリコプター

の設計・構造・構成部品、航空工学、装甲・防衛装置、偽装、触媒、化学・生物戦、被服、制御、暗号化・秘密通信方式/装置、電気機器、アンテナ・レーダー・関連回路、電子装置、通信、エンジン・原動機・推進装置、戦車、軍艦、原子力推進装置等が含まれている⁵⁸⁾。

(2) 外国出願許可制度⁵⁹⁾

英国居住者は、①出願が軍事技術に関する情報を含む場合若しくはその他の理由で当該情報の公表が国家の安全保障に害を及ぼすおそれがある場合、又は、②出願がその公表により公共の安寧に害を及ぼすおそれがある情報を含む場合、許可なく外国に出願することはできない。ただし、知的財産庁に出願後6週間が経過し、かつ、上記の指示が出されていないか又は当該指示が全て取り消された場合には、外国出願は可能である。外国出願制限に故意に又は全く無思慮に違反した者は、1,000ポンドの罰金若しくは2年以下の懲役又はこれらの併科に処せられる。

3.5 中 国

(1) 秘密特許制度⁶⁰⁾

国防利益に関わる発明で秘密保持が必要な特許出願は、国防特許機構が受理して審査を行う。また、そのような出願を国家知識産権局が受理した場合、国防特許機構に移管して審査を行う。国防特許機構は、国家知識産権局へ職員を派遣し、国防利益に関わるもの、又は国防建設に潜在的作用を持ち、秘密保持が必要なものを発見した場合には、国家知識産権局の同意を得て国防特許出願に変更し、出願人に通知の上、審査を行う⁶¹⁾。国防特許機構の審査を経て拒絶理由が発見されない場合、国家知識産権局は国防特許権の付与を決定する。

国防特許とは、国防利益に関わるもの、及び国防建設に潜在的作用を持ち、秘密保持が必要な発明特許をいう。なお、国防利益に関わるも

の、又は国防建設に潜在的作用を持ち、最高国家秘密扱いとなった発明は、国防特許を出願することはできない。国防特許の出願及び秘密保持業務は、秘密解除となるまで「国家秘密保護法」や関連規定によって管理される。

国防特許について、国防特許機構が、秘密レベルの変更、秘密解除、又は国防特許権終了後の秘密保持期限の延長を決定する場合、「国防特許内部通達」に掲載するとともに、国防特許権者に通知する。秘密解除する場合には同時に国防特許が普通特許に移行したことを国家知識産権局に報告し、国家知識産権局は秘密解除された国防特許を直ちに公表する。

国防特許権の実施には許可が必要である。国防特許出願権や国防特許権は、許可を得て国内の部門や個人へ譲渡することができるが、国外の団体や個人、国内の外国人や外国機関への譲渡はできない。国防特許権者は、国防特許機構が決定した金額の補償を受けることができる⁶²⁾。国防特許について定める国防専利条例の規定に違反し、国家秘密を漏洩した場合には、「国家秘密保護法」や関連規定によって処理される。

国家知識産権局は、受理した発明等の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わるもので、秘密保持が必要であると認めた場合、秘密特許出願として処理することを決定して出願人に通知する⁶³⁾。国家知識産権局の審査の結果、秘密保持の必要性があるとされた場合、出願ファイルに秘密保持マークが付され、秘密解除決定がなされるまで秘密に管理され、出願内容は公開されず、特許成立時も出願番号、出願日及び公告日しか公表されない。秘密特許が秘密解除されたときは、特許公報に掲載される⁶⁴⁾。

(2) 秘密保持審査⁶⁵⁾

中国で完成された発明⁶⁶⁾を外国に出願する場合には、国家知識産権局による秘密保持審査を受ける。中国に出願しないで外国に出願する場

合だけでなく、中国に出願してから外国へ出願する場合にも審査を受ける必要がある。

出願人は、当局に対して、秘密保持審査請求書と発明等の説明文書を提出する。審査官は、明らかに秘密保持の必要がない場合には、外国出願が可能な旨を、発明等が国家安全又は重大な利益に関わる可能性があり、秘密保持を必要とする可能性がある場合にはその旨を通知するため、秘密保持審査通知書を発行する。また、秘密保持を必要とする場合には、請求人に対して外国特許出願一時保留通知書を送付する。請求日より4か月以内に秘密保持審査通知書を受け取っていない場合、当該発明等を外国に出願することができる。

審査官は、審査の上で遅滞なく秘密保持の必要性を決定し、出願人に対して承認の可否を通知する。出願人が請求日より6か月以内に当該通知を受け取っていない場合には、当該発明等を外国に出願することができる。

中国当局を受理官庁としてPCT出願をする場合、当該出願と同時に外国出願の秘密保持審査請求書を提出したとみなされる⁶⁷⁾。秘密保持が必要と判断された場合、国家知識産権局は出願日から3か月以内に、国家安全のために出願書類とサーチレポートをWIPOに転送しない旨の通知書を発行し、出願人及びWIPOに当該出願を国際出願として処理しないことを通知して国内段階の手続を終了する。出願人は当該通知を受領した場合、当該出願の内容を外国に出願してはならない。

この審査を受けないで外国に出願すると、中国で特許権を取得することができなくなる⁶⁸⁾。また、秘密保持審査について定める専利法19条に違反して外国に出願し、国家秘密を漏洩した場合には、行政処分の対象となるほか、犯罪を構成する場合には刑事責任が追及される⁶⁹⁾。

4. 各国の制度

4.1 概要

各国の秘密特許制度は、特許付与型（ドイツ、スペイン、ギリシャ、ブルガリア、ハンガリー、ロシア、ノルウェー、フィンランド、中国、ベトナム、ブラジル等）と、特許不付与型⁷⁰⁾（米国、英国、フランス、オランダ、インド、マレーシア、シンガポール、ケニア等）とに大別される。イタリアでは、国防に有用な発明の特許付与及び公報を出願日から最長3年延期できるほか（この間非公開）、軍事防衛関連の発明について秘密裏に特許を付与することもできる⁷¹⁾。

この他、軍事防衛関連発明等を（強制的に又は任意で）国に譲渡（収用）することを定める例（カナダ、サウジアラビア、バングラデシュ、バーレーン等）や、政府使用（強制実施）や戦争・緊急時の収用の対象とする例も少なくない（英国、フランス、ギリシャ、ノルウェー、ロシア、韓国、インドネシア等）。

秘密特許制度ではないが、国防に重要な利益のある一定分野の発明を特許対象から除外できるとする例（マダガスカル）、原子力や核兵器に関連する発明等を特許対象から除外する例（インド、スリランカ、米国、オーストラリア等）があるほか、原子力関連発明について特別な規定を設けている国がある（イスラエル、カナダ、米国⁷²⁾、日本⁷³⁾等）。

秘密とすべき発明や特許の取扱いは、特許法等の知的財産法令で定める例のほか、特別法（秘密特許法、防衛発明法、国家機密法など）において定める例も少なくない（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシア等）。

特許不付与型では、出願人が対象発明について当局の許可を得て実施できるとする例がある（トルコ）。また、出願を秘密扱いとしている間に出願から20年が経過する可能性があるところ

ろ、秘密解除後に秘密扱いの期間を算入せずに手続を再開する国がある（米国、英国等）。この制度は出願人の保護に資する反面、長期間の秘密扱い後に解除されて特許が付与されると、旧技術が新しい技術である後願特許を突然無効にすることになり混乱が生じる可能性があるほか、後願特許に基づくライセンス等への影響も少なくない⁷⁴⁾。

特許付与型では、秘密発明の使用や排他権の処分は国家機密法に従うとする例や（ロシア）、出願人・発明者は自己の特許出願を許可がなくても利用する権限を有するとする例（ハンガリー）、権利者は当局の承認を得て実施又は第三者にライセンスすることができるとする例（ウクライナ）があるほか、国防省等に排他的使用权が認められるとする例がある（セルビア、北マケドニア等）。第三者との関係は、秘密期間中の善意の第三者の特許侵害には権利行使できず、また当該特許の公告前に権利侵害行為を行った者は、当該公告後に対象特許発明を製造、実施又は販売するライセンスを取得できるとする例（カナダ）、善意の第三者には権利行使できないが、通知後の悪意の第三者は、先使用権を行使する場合を除いて、発明の使用を停止するか又は特許権者と使用許諾契約を締結する義務を負うとする例（ロシア）などがある。権利の存続期間は、特段の手当をしない限り、出願日から20年の経過により、秘密扱いの間に満了することがあり得る。なお、秘密特許の存続期間が満了しても秘匿する必要がある場合に、当局が秘密扱いを継続することがある（ドイツ、中国、ノルウェー等）⁷⁵⁾。

特許法等の知的財産法令等が入手可能な国・地域について調査した結果を、次号掲載の別表にまとめた⁷⁶⁾。分析の結果、コモンウェルス諸国は、秘密指示期間中は特許を付与しないとする英国と同様の制度を導入している国が多く、米国の制度も同様といえる。旧ソ連諸国及び東

欧諸国は特許付与型が多く、国家機密法といった秘密保護法制と関連させる制度が多い⁷⁷⁾。西欧諸国でも特許付与型がしばしば見られる。北欧諸国はいずれも防衛発明法といった特別法で規律しており、特許付与型が多い。アラブ諸国は、軍事防衛関連発明の特許出願について政府への譲渡を提案又は義務付ける国が多い。中南米諸国は制度を導入している国が少ない。

4. 2 秘密とすべき発明の範囲

秘密発明の範囲は各国により様々である。兵器や軍需品関連発明に限定する例としては、「兵器又は軍需品に関する発明」(カナダ⁷⁸⁾)、「戦争資材に関連する発明又は戦争資材の製造方法に関する発明」(デンマーク)等がある。国の防衛と関連させる例としては、「国防上必要な場合」(韓国)、「国防上重要な発明」(スウェーデン、ノルウェー、フィンランド)、「発明が国防上の利益に影響を及ぼす場合」(ラトビア)等がある⁷⁹⁾。やや広範な例としては、「国家の防衛及び国家安全の分野に係る情報」(ルーマニア)、「防衛機密の保護を含む国家安全保障の利益において必要であるとみなす場合」(イスラエル)、「公表又は開示が国家安全保障に有害である場合」(米国)、「発明がその公表により国家安全保障又は公共の安寧に害を及ぼすおそれがある情報を含む」場合(英国)、「公表されるとマレーシアの利益又は安全を害するおそれがある情報を含む」場合(マレーシア)などがある。

さらに、国家機密に関する法令やその他の法令により対象範囲を画する例がある(スロバキア、ブルガリア、モンゴル、ドイツ等)。この場合には対象発明(又はこれに含まれる機密情報)が国家機密として扱われることになり、発明の開示や公表等は国家機密の漏洩として禁止され、秘密指定や情報の取扱い、罰則等もそれらの法令に従う例が多い。

このほかに、自国民(又は自国の法人)によってなされた発明に秘密特許制度の対象を限定する例もある(ロシア、セルビア、モンテネグロ、ポーランド等)。また、当局に出願する前に外国で既に公開等されている発明については秘密特許や外国出願許可の対象とならないと定める例もある(デンマーク)。

NATOや二国間協定等で秘密特許の取扱いを定めていることを前提に、原出願国において秘密扱いとなっている出願について、自国に提出された該当出願を秘密扱いする旨の規定を置いている例がある(スペイン、イタリア、ドイツ、スロバキア等)。

秘密特許制度の対象となる発明かどうかを出願人及び知財官庁が判断することを支援するため、ガイドライン又は審査マニュアルを公表している例がある(英国、米国、ドイツ等)。韓国は、「国防に関する特許出願の分類基準」⁸⁰⁾を公表している。

4. 3 手 続

出願手続は、国防に関する出願であることを出願人が表示して特許庁に出願する例(韓国⁸¹⁾等)や、秘密発明の特許を求める出願を行う例(ロシア)、出願時に発明を国家秘密に指定すべき旨の出願人の申出を提出する例がある(ウクライナ)。フランスでは、軍需品や輸出規制品に関する発明の出願を出願後8日以内に国防当局に通知しなければならない。スロバキアでは、出願書類に(特別規則にいう)秘密情報が含まれることを知っているか又は状況により当然に知っているはずである場合には、出願書類において出願の秘密保全を請求しなければならない。チェコでは出願人が提案する安全保障機密レベルを出願書類に示すこととし⁸²⁾、ルーマニアでは出願人自身が機密情報の使用の申立てをすることが必要とされている⁸³⁾。

秘密特許出願の提出先を知財官庁ではなく国

防当局とする例がある（アルバニア、セルビア、モンテネグロ、北マケドニア）。中国では、国防特許の出願は国防特許機構が受理し又は同機構に移管されて審査が行われる。

知財官庁が受理した（主に民間からの）特許出願が秘密特許の対象となるかどうかは、一定期間中（1か月から6か月程度⁸⁴⁾に、国防省又は関連省庁・機関に照会し、その意見を踏まえて秘密保持命令・指示又は禁止命令等を出す国が多い。実質的な判断機関は、所管する政府当局（米国、ブラジル、ドイツ、モロッコ、ロシア等）、国防当局（フランス、オランダ、スペイン、フィンランド、韓国等）、国家保安庁（スロバキア）などの例がある。出願人が一定期間内に通知を受けない場合には、自己の特許出願は対象とならないと判断してよいとする例や（ドイツ）、許可が自動的に付与される例（フランス）、付与されたとみなされる例（イタリア）などがある。

秘密扱いの期間は各国により様々であるが、期間の上限（例えば1年や3年等）を定めた上で、所管政府当局が定期的に必要性の有無を検討し、不要となればその旨を通知して解除し、必要な場合には秘密扱い期間を更新することができる例がよく見られる（米国、フランス、オランダ等）。また、出願人は当局に対して秘密解除の申立てを行うことができるとする例がある（ベルギー）。

4. 4 補償制度

秘密特許制度を有する国では、発明が秘密扱いとされること（その結果として実施等ができなかったこと）や外国出願ができなかったこと、政府が使用したこと等により出願人が被った損害を補償する制度を設けている国が多い。補償額は、「正当な補償」（韓国、米国）、「被った損害に見合う補償」（フランス）といった例や、「当該発明の長所、有用性、その用途その他の関係

事情に照らして国務大臣及び財務省が合理的と思量する金額」（英国）、「当該当事者に対し、その損害自体を負担させることが合理的にみて期待できないことを条件とし、かつ、その程度に限る。その程度を判断するときは、特に、被害者の財務状況、発明のために又は発明に対する権原を取得するために当該当事者によって行われた支出の額、その支出が生じたときに、当該当事者によって認識されていた、発明の秘密保持が義務付けられる可能性の程度、及び被害者がその発明に係る他の実施から取得した利益が考慮される」（ドイツ）⁸⁵⁾ など考慮事項を示す例もある。エストニアでは、機密指定されたときの発明の推定耐用年数、及び、発明が機密指定されなければ実施によって得られたと推定される商業上の利益を特に考慮して、国防大臣が補償金額を決定する⁸⁶⁾。

補償請求は秘密保持命令・指示を出させた政府当局に対して行う例がある（米国、ドイツ等）。

4. 5 外国出願許可制度（第一国出願制度）

秘密特許制度を実質的に担保するために、外国出願許可（Foreign Filing License）制度を併せて導入している国があり、秘密扱いの発明や特許の無許可の外国出願を原則として禁止する⁸⁷⁾。

外国出願許可の対象となる出願は、国家機密を含む出願や、軍事技術や国家安全保障等に関連する発明などに限定する例（ドイツ、英国、韓国、トルコ、デンマーク、イスラエル等）と、そのような発明に限定せず一律に対象とした上で安全保障上の観点から審査する例（米国、インド、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ロシア等）に大別される。中国の秘密保持審査制度は後者の制度と見ることができる。

また、当該国でなされた発明を対象とする例（米国、ロシア、スペイン、トルコ等）、当該国の居住者や居所・営業所を有する者による発明

を対象とする例（主なコモンウェルス諸国，フランス等），自国の国民による発明を対象とする例（ギリシャ），自国の自然人により自国でなされた発明を対象とする例（ルーマニア）などがある。なお，外国居住者が外国で最初に出願した特許出願は対象にならないとする例もある（英国，シンガポール，インド，ケニア等）。

手続は，当局の審査を受けて出願許可を取得する例（中国等）や，自国官庁に最初に出願しなければならないとする例（第一国出願制度やそれに類する制度），これらを組み合わせる例や，一般的な第一国出願制度を有しつつ秘密扱いの発明について別途規定を設ける例（スペイン⁸⁹⁾等）もある。各国の制度を見ると，当局から外国出願の許可を得るか，又は，自国官庁に出願してから一定期間（主に1か月から6か月程度）に，秘密保持命令・指示や禁止命令が出ない（又は取り消された）場合や国家機密の情報を含む旨の通知を受けていない場合には外国に出願可能とする例が少なくない⁹⁰⁾。PCT出願⁹⁰⁾において，秘密扱いの対象となった出願は送付も公表もされず，最初から自国官庁に出願された国内出願として扱われるとする例がある（ドイツ等）。

4. 6 違反の効果及び罰則

秘密保持命令・指示等に違反して対象となる発明を開示又は公開等した場合，出願人は当該国で特許を取得する権利を放棄したとみなす（又は付与された特許権が取り消される）とする例があり（米国，韓国，インド等），加えて補償請求権を失うとする例もある（米国，韓国）。また，違反には刑罰を科す国が少なくない（英国，米国，フランス，ベルギー，イタリア，ギリシャ，デンマーク等）。

外国出願許可を得ないで（又は第一国出願をしないで）出願した場合には，自国で特許を取得する権利を失う（又は特許権が取り消される）とする例（米国，韓国，インド等）や，当該発

明は自国の保護を受けることはできないとする例（ベトナム）があるが，その場合には外国出願自体が無効となるわけではなく，自国で特許を取得する意思がない場合には許可を得ないで出願することもあり得よう。しかし，違反に刑罰を科す国（主なコモンウェルス諸国，米国，ドイツ，ギリシャ，デンマーク等）では無許出願は強く抑制される。

次号（その2）では，日本の旧法下での秘密特許制度と日米協定に基づく協定出願制度を概観した上で，日本における制度の導入について検討する。

注 記

- 1) 2008年に経済産業省が「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会」の検討結果を公表し，企業の営業秘密の管理の強化，日本版バイドール法に基づく研究成果の管理，秘密特許制度や第一国出願制度の導入，外為法上の輸出管理の強化，大学における情報管理（研究者の成果の公表等），秘密保護法制の検討等を提案した。その後，外為法等に基づく輸出規制や対内直接投資規制を強化する等の見直しが行われたほか，2013年には特定秘密保護法が成立した。最近でも，産業構造審議会の安全保障貿易管理小委員会において，機微技術の取扱いに関する議論や提言が継続的に行われている。
- 2) 八木雅浩「特許制度に基づく技術情報の公開による大量破壊兵器の拡散リスク」（CISTECジャーナル，No.154，2014），技術安全保障研究会「経済安全保障法の制定を」（2020）等。
- 3) 産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の中間報告（2019.10）p.20。
- 4) 内閣府「統合イノベーション戦略2020」p.141及び「同戦略2021」p.45，参議院経済産業委員会における岩淵友議員の質問に対する梶山経済産業大臣及び糟谷特許庁長官の政府答弁（2021.5.13）等。
- 5) 特許庁編『工業所有権制度百年史（上巻）』（発明協会，1984）p.425。
- 6) TRIPS協定73条の安全保障例外の規定は

- GATT21条の安全保障例外の規定と同じである。
- 7) ウクライナの通過運送に関するロシアの措置事件 (DS512) (クリミア危機がGATT21条 (b) (iii) の要件を満たすと判断) 及びサウジアラビアの知的財産権保護措置事件 (DS567) (サウジアラビアの国交断絶がTRIPS協定73条 (b) (iii) の要件を満たすと判断) において、締約国に広範な裁量が認められたことは参考になろう。
 - 8) 欧州特許条約77条2項及び3項は、対象が秘密とされる欧州特許出願は欧州特許庁に送付してはならず、所定の期間内に欧州特許庁に送付されなかった欧州特許出願は取り下げられたものとみなすことを定めている。
 - 9) 例えば、日マレーシアEPA130条。
 - 10) 例えば、日マレーシアEPA11条2項。
 - 11) 米国特許法181条～183条。出願後18か月経過後の公開の例外となっている(米国特許法122条(b)(2)(A)(ii))。
 - 12) 連邦政府が財産上の権利を有する発明は、「政府の職員が、①勤務時間中に行った発明、②政府の施設、設備、資材、資金若しくは情報又は勤務中の他の政府職員の時間若しくは助力を受けて行った発明、③当該職員の職務と直接関連して又はその結果として行った発明」とされている(37 C.F.R. § 501.6(a)(1))。このほか、政府の職員でない者の発明であっても、原子力その他のエネルギー関連発明(42 U.S.C. § 2182, § 5908)やNASA関連の発明(51 U.S.C. § 20135(b)(1))については特別な規定が定められている。なお、核兵器関連発明には特許は付与されない(42 U.S.C. § 2181)。
 - 13) 国防関連機関については、Armed Services Patent Advisory Board (ASPAB) がそれらの機関のために秘密保持命令の発令を求める。
 - 14) 秘密保持命令にはタイプ1～3までの3種類がある(MPEP § 120参照)。
 - 15) 具体的な手続については、Lee, S.H., "Protecting the Private Inventor under the Peacetime Provisions of the Invention Secrecy Act", *Berkeley Tech. LJ*, Vol.12 (1997) pp.359～361や米国科学者連盟(FAS)のウェブサイト(<https://sgp.fas.org/othergov/invention/admin.html>)等を参照。
 - 16) 連邦政府が財産上の権利を有しない発明の出願は、特許商標庁Licensing and Review部局内の特別法規管理グループ(「グループ220」)によってスクリーニングが行われる。「グループ220」は、約50名の安全保障情報取扱資格を有する審査官を含む約60名の専門家と約30名の事務スタッフで構成されている(1991年時点。前掲注15)のFASのウェブサイト参照)。
 - 17) <https://sgp.fas.org/othergov/invention/pscri.pdf>。
 - 18) 更新の回数に制限はない。なお、戦争状態にあるときは交戦期間中及び終結後1年間有効とされ、大統領が国家緊急事態を宣言した場合には宣言期間中及びその後6か月間有効となる(米国特許法181条第4パラグラフ)。
 - 19) 対象となる出願は特許商標庁内のシステムからイメージファイルが削除され、紙に変換されてLicensing and Review部局で管理される(MPEP § 121)。
 - 20) MPEP § 130 (Form D-10)。
 - 21) 米国特許法154条(b)(1)(C)(ii)。
 - 22) 米国特許法186条。
 - 23) 米国特許法183条。
 - 24) 28 U.S.C. § 1498は、特許権成立後の政府による特許の使用に対する特許権者への補償を別途定めている。
 - 25) 連邦政府に常勤で雇用され又は勤務していた間になされた発明の権利者等には補償請求権は認められない(米国特許法183条)。
 - 26) 米国科学者連盟(FAS)が米国特許商標庁の統計報告をまとめている(前掲注15)のウェブサイト内にある)。
 - 27) 37 C.F.R. § 5.11(e)(2)。国際出願において米国特許商標庁を受理官庁として指定した場合は除く。
 - 28) 米国特許法185条。
 - 29) 米国特許法184条(a)。
 - 30) 37 C.F.R. § 5.12(a)、玉井克哉「米国特許法における外国出願許可制度－秘密特許制度の外延とその実務的意義－」(知財管理, Vol.68, No.8, 2018) p.1089。
 - 31) 玉井・前掲注30) p.1089。
 - 32) MPEP § 120。
 - 33) 「国家機密は、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物または情報をいう。」(ドイツ刑法

- 93条1項)。ただし、「自由で民主的な基本秩序に反する事実、又は、ドイツ連邦共和国の条約相手国に対して秘密が保持されつつ、国家間で合意した軍備の制限に反する事実は、国家機密ではない。」(同2項)。
- 34) 「国家秘密」を含む可能性がある特許出願は、特許情報センターに提出することはできず、特許商標庁に提出しなければならない(ドイツ特許法34条2項)。出願は紙ベースのみで行われ、オンライン出願は認められない。
- 35) ドイツ特許商標庁内では、「Büro 99」(第99局)の職員が国家機密を含む可能性のある国際特許分類が指定された出願の審査及び管理を行う。
- 36) 最上級の所轄連邦当局が何かについては連邦政府が決定することができる(ドイツ特許法56条)。
- 37) ドイツ特許法50条。
- 38) ドイツ特許法53条。
- 39) “Patente und Gebrauchsmuster für Staatsgeheimnisse”, ドイツ特許商標庁(2017)。
- 40) ドイツ特許法54条。
- 41) ドイツ特許法31条5項。
- 42) ドイツ特許法55条。
- 43) ドイツ特許法52条。
- 44) ドイツ国際特許条約に関する法律第II部4条。
- 45) ドイツ国際特許条約に関する法律第III部2条。
- 46) フランス知的財産法L612-8条。
- 47) 竹下敦也「知られざる知財大国フランスー固有の特許審査制度とそれを取り巻く環境」(特技懇, no.260, 2011) p.42。
- 48) フランス国防法典L2331-1条及びフランス国内安全法典(Code de la Sécurité Intérieure) R311-2条が定義している。
- 49) フランス国防法典L2332-6条等。
- 50) フランス知的財産法L612-9条。
- 51) フランス知的財産法L612-10条。
- 52) フランス知的財産法L615-13条。
- 53) フランス知的財産法L614-2条及びL614-18条。
- 54) フランス知的財産法L614-3条以下及びL614-19条以下。
- 55) フランス知的財産規則R612-28条。
- 56) フランス知的財産法L615-16条及びL615-15条。
- 57) 英国特許法22条。
- 58) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/307009/p-securitylist.pdf
- 59) 英国特許法23条。
- 60) 専利法4条, 専利法実施細則7条, 国防専利条例(国務院・中央軍事委員会令418号, 2004年9月17日公布)。
- 61) 国防専利条例11条。
- 62) 国防専利条例27条。
- 63) 専利法実施細則7条2項。
- 64) 専利法実施細則90条6号。
- 65) 専利法19条, 専利法実施細則8条及び9条。以前は第一国出願制度があったが, 2009年に施行された専利法第三次改正で現行の秘密保持審査制度に変わった。
- 66) 中国で完成された発明とは, 発明の実質的部分が中国国内において完成されたものをいう(専利法実施細則8条1項)。
- 67) 専利法実施細則8条3項。
- 68) 専利法19条4項。
- 69) 専利法78条。
- 70) 特許不付与型は秘密解除後に審査を再開して特許を付与する例がよく見られるが, その中でも, 秘密扱いを決定した時点で審査手続を凍結する例や, 審査をバックグラウンドで行って特許査定直前まで進めるが特許は付与しない例など, バリエーションがある。
- 71) イタリア知的財産法198条6項, 7項, 16項。
- 72) 42 U.S.C. § 2182。
- 73) 原子力基本法は, 原子力に関する特許発明を強制実施の対象とし得ること(17条), 原子力に関する特許発明, 技術等の国外流出に係る契約の締結は別の法律に基づき政府の規制に服すること(18条), 政府が原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に対して奨励金又は賞金を交付することができること(19条)を定めている。
- 74) 暗号システムに関する発明である米国特許US6097812は, 1933年7月25日に米国政府が出願し, 67年間の秘密指定を経て, 2000年8月1日に特許が付与され公開された。
- 75) 超音波音源の位置測定の影響アンテナ装置を備える受信機に関する発明であるドイツ特許DE1441487は, 1964年5月21日に提出され, 2003年9月25日に公開された(特許は既に失効していた。)
- 76) 具体的な手続を他の法令や規則で定めていたり, 出願を非公開とする規定しか見当たらない場合もあり, 制度の詳細が不明な国もあった。

- 77) 国家の秘密管理が強かった冷戦時代の旧ソ連諸国や東欧諸国の法制度の影響が残っているためと思われる。
- 78) 政府職員以外の者による「兵器又は軍需品に関する発明」で、「カナダの国防にとって重大であり、かつ、国家の安全を守るためにその特許の公告を阻止すべきであると認めた場合」、当該発明が国防大臣へ譲渡されたものとして（秘密に）取り扱うべきことを命令することができる（カナダ特許法20条17項）。
- 79) ポーランド産業財産法56条1項は、「発明が国防又は国家安全保障に関わる場合」としつつ、特に「新しい種類の兵器又は軍事装備及び戦闘方法」は国防に関わる発明とし（同条2項）、また、特に「戦闘及び偵察作戦を遂行する権限のある政府機関／職員（*służby państwowe*）によって利用される技術的手段並びに新しい種類の設備及び資材、及びそれらを政府機関／職員が使用する方法」は国家安全保障に関わる発明であると規定する（同条3項）。
- 80) 韓国特許庁訓令第822号 国防に関する特許出願の分類基準 [別表]（特許・実用新案審査基準（2020年12月14日）[ジェトロ仮訳] pp.7304～7305）。当該分類には、航空・潜水艦・ミサイル・装甲車などの機械関連分類が8件、爆薬・起爆装置など化学関連分類が4件ある。
- 81) 前掲注80) 特許・実用新案審査基準p.7303。
- 82) チェコ機密情報保護及び取扱資格法70条1項。
- 83) ルーマニア特許規則7条2項。
- 84) オランダは出願日から最長8か月間（オランダ特許法41条1項）。
- 85) ドイツ特許法55条1項。
- 86) エストニア特許法18-1条2項。
- 87) WIPOは、国の安全保障上の理由により国際出願の国外官庁への提出について制限を設けているPCT締約国の情報をウェブサイトに掲載している。https://www.wipo.int/pct/ja/texts/nat_sec.html（日本語）
なお、特許法に外国出願許可の規定がなくとも、秘密扱いの発明の外国出願が秘密特許制度に違反し、又は国家機密を含む外国出願が国家機密に関する法律や輸出規制に違反する可能性はある。AIPPIのQ244に対するベルギーの回答（6）及びオーストラリアの回答（7）参照（いずれも2015）。
- 88) スペイン特許法163条2項（PCT出願）、152条2項（欧州特許出願）、115条（国防上の利益になる特許）及び同規則49条及び50条等。
- 89) 実務上は、外国出願許可が当局から比較的短期間に得られる場合（米国等）であっても、できるだけ早い出願日を確保する観点から、自国官庁にまず出願して安全保障審査を受けることが多いと思われる。特に違反に刑罰が科されている国では、対象となるかどうか判断が難しい発明は安全策として自国官庁に出願すると思われる。
- 90) PCT出願において自国官庁を受理官庁に指定する場合には、外国出願許可の例外とする例もある（米国、スペイン等）。いずれにしても自国官庁で審査が行われる。
(URL参照日は全て2021年11月5日)
- (原稿受領日 2021年11月5日)